



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年2月

No.45

特集

【特集】面会交流②～子どものための面会交流実施に向けて～

前号では、なぜ面会交流が子どものために大切なのか、必要なのか、面会交流における基本的な考え方等についてご紹介しました。

面会交流は子どものためのものです。取決めにおいても、「子どもにとってどのような面会交流が望ましいか」という視点で考えていくことが大切です。

今回は面会交流の実施に向けて、配慮事項や具体的な取決め内容について等をご紹介します。

■面会交流の取決めをする際に配慮すること

○まずは話し合しましょう

面会交流は、直接相手と接触するため、強い抵抗と緊張が生じ、離婚時の不信感や嫌悪感等の気持ちの整理が難しいと思われます。

子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、「夫と妻」という関係から

「子どもの父と母」という立場に気持ちを切り替え、子どものために協力していくことを確認しましょう。



※話し合いができない時は・・・

話し合いが困難な状況や、父母だけでは合意できない時は、専門の相談援助機関への相談や、家庭裁判所に面会交流の調停を申立て、調停手続きの中で話し合うことができます。

○子どもの年齢（発達段階）・生活状況・意向等に配慮し、継続できる条件で

面会交流の取決めを行う際、子どもの年齢（発達段階）や健康状態、生活状況、意向等に配慮し、子どもの負担にならずに継続して実行できる取決めをしていきましょう。

子どもの成長に沿って長く継続できるかどうか重要です。

子どもは言葉にならない様々な気持ちを抱えています。子どもの態度や行動を見守り、言葉にならない心情を察することが大切です。

■取決めの内容・ルールづくり

□回数（月に何回など）

※平成28年度全国ひとり親家庭等調査「面会交流の実施頻度（母子世帯）」

・月2回以上 13.1% ・月1回以上2回未満 23.1% ・2～3ヶ月に1回 15.8%

・4～6ヶ月に1回 15.9% ・長期休暇中 4.4% ・別途協議 3.3% ・その他 19.1%

*父子世帯では、月2回以上（21.1%）が最も多くなっています。

□ 1回につき、何時間

子どもの年齢によって負担にならないよう配慮しましょう。

□ 宿泊を伴う場合、何泊にするか

夏休みなど、子どもに長期間の休みがある場合、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施する場合も考えられます。

□ 面会交流の場所や子どもの受渡しの方法・待ち合わせ場所・送り迎えなど

□ 誕生日やクリスマス、特別な行事の時などのプレゼントに関するルール

□ 間接的な交流（電話・メール・写真・手紙等）について

□ その他、連絡方法や留意事項などの特記事項や親同士が守らなければならないルール

※ 取決め内容は書面に残し、子どもにきちんと説明しましょう。

取決め内容については、後日、紛争が生じないように、安心して面会交流を実施できるように、書面に残しておきましょう。また、子どもの年齢（発達段階）や気持ちを考えた上で、子ども自身も理解できるようにきちんと説明することも必要です。

◇ 参考資料

○ 法務省民事局発行 リーフレット

* 夫婦が離婚をするときに～子どものために話し合っておくこと～

<http://www.moj.go.jp/content/000096596.pdf>

* 面会交流1～子どもたちのすこやかな成長をねがって～

<http://www.moj.go.jp/content/000096597.pdf>



◆ 相談・援助機関

< 面会交流援助事業 >

◇ 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき e-mail info@nagasakishi-boshikai.jp

事前相談・申込み・問合せ ☎ 095-828-1470 受付時間：月～金 10:30～18:00

< 家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については >

◇ 家庭裁判所・長崎県内は支部・出張所含め 11ヶ所あります。

* 管内の裁判所一覧 <http://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/>

< その他、養育費・面会交流に関する相談 >

◇ 養育費相談支援センター（厚生労働省 委託事業）メール相談: info@youikuhi.or.jp

相談電話：フリーダイヤル ☎ 0120-965-419（携帯電話から 03-3980-4108）

■ まとめ

家庭ごとに状況はさまざまです。子どもの健やかな成長のために、父母でよく話し合い協力していく事、家庭の状況に合った面会交流の方法を決め、続けていくことが大切です。また、時間の経過と共に子どもは成長し、養育環境も変化します。その状況に応じて柔軟に最も適した方法を選択していきましょう。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき